

平成27年度予算執行方針

(平成27年度予算の基本的考え方)

平成27年度予算は、以下の点を基本に編成しており、この予算の執行を通じて、災害対応に追われた昨年から、様々な好機を活かし攻めに転じて、信州の元気増進と地方創生に向けた取組を積極的に進めていく。

- 昨年相次いで発生した災害の教訓を活かして防災・減災対策を積極的に推進
- 地方創生のフロントランナーとなるべく人口定着と確かな暮らしの実現に向けた施策を展開
- 信州の持つ価値を更に向上させ、統一感のあるブランドとして引き続き発信
- 計画期間の折返点を迎える「しあわせ信州創造プラン」に基づく施策を着実に推進
- 平成26年度2月補正予算と一体的に編成し、経済の好循環を確かなものとするための経済・雇用対策を実施

(県財政の状況と財政構造改革)

本県の財政は、歳入面では、主要一般財源が前年度を上回ると見込まれるものの、歳出面では、社会保障関係費の増加が見込まれることなどから、60億円の財源不足が生じ、基金の取崩しに頼らざるを得ない厳しい状況に置かれている。

引き続き、「長野県行政・財政改革方針」に基づき、歳入確保と歳出削減の取組により持続可能な財政構造の構築を目指すとともに、将来負担を抑制し財政の健全化に取り組む。

(予算執行における基本的姿勢)

「長野県行政経営理念」を踏まえ、最高品質の行政サービスを提供し、ふるさと長野県の発展と県民の幸福しあわせの実現に貢献することを基本姿勢とし、「しあわせ信州創造プラン」の目標達成に向け創意工夫をこらして施策を推進するとともに、県内経済の活性化と雇用の確保、財政構造改革に取り組むため、以下の事項に留意するものとする。

1 県民参加と協働

施策の推進に当たっては県民起点で真摯に行動することとし、「共感と対話」を念頭に置き、事業の意図を積極的に説明し県民とより一層の情報共有を図るとともに、幅広く意見を聞き県民が真に必要とするところを把握する。

また、様々な組織と協働するなど、できる限り当事者の参加を得ながら事業を実施する。

2 経済・雇用対策の実施と地域への配慮

経済の好循環を確かなものとするため、建設事業の公告期間の短縮など事業の早期執行に努め、経済・雇用対策を迅速に実施するとともに、今後の経済・雇用情勢を十分注視して的確な対応に努める。国の経済対策による「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」や経済対策関連基金を活用する事業については、事業実施期間を考慮し、実施主体等と緊密に連携し、より効果的な事業実施を図るとともに、適正な執行管理に努める。

また、「長野県中小企業振興条例」、「長野県の契約に関する条例」及び新たに策定した「長野県の契約に関する取組方針」に沿って、競争の公正性や効率性を確保しつつ、適切な規模での計画的な事業発注による県内中小企業者の受注機会の確保や、県産品等の積極的な活用など、地域経済へのきめ細かな対応に努める。

3 施策の総合的推進

関連する施策に留意しながら、関係部局や現地機関とチームとして協力し合い、総合的な調整の下に事業を効果的に実施する。特に、「しあわせ信州創造プラン」のプロジェクトについては、目標の実現に向け総合的に執行することとし、「総括マネージャー」を中心に部局間及びプロジェクト間の連携を図りつつ、取組内容に応じて庁内外のメンバーによるタスクフォースを編成するなど機動的・弾力的に推進する。

また、市町村、関係団体、NPO等と連携を要する事業については、これらの団体等と協力しつつ、円滑に事業を推進する。

4 昨年発生した災害からの復旧・復興

大雪による農業被害や南木曾町の土石流、御嶽山噴火、長野県神城断層地震など昨年相次いだ災害への対応については、被災した施設等の早期復旧に努めるとともに、産業振興や観光誘客など地域の復興や被災された皆様の支援に引き続き全庁挙げて取り組む。

5 東日本大震災からの復興支援

「栄村震災復興計画」に基づき、国の予算措置等を有効に活用して、生活再建に向けた復興を全庁挙げて支援するとともに、東日本大震災の被災地から県内に避難している方々が安心して暮らすことができるよう、関係機関との連携の下、引き続き最大限の支援を行う。

6 予算執行における具体的取組

事業の実施に当たっては、成果目標を念頭に、事業それ自体の遂行ではなく成果をあげる

ことにこだわり、平均ではなく最高を目指して、執行方法、実施時期等を十分考慮する。また、それぞれの事業の責任者が責任感を持って主体的に取り組むこととし、県議会での審議や監査委員等の意見なども踏まえ、変化を恐れず効果的・効率的な事業実施のため積極果敢に挑戦する。あわせて、次の点に留意する。

(1) 総括的事項

- ① 組織改正の効果を最大限に発揮できるよう、事務の引継ぎを確実にを行い、年度当初からの円滑な執行に努める。
- ② 確実なチェック体制(内部牽制)の下で、財務規則等の法令を遵守し、安易に前例を踏襲することなく、真に適正かつ妥当な支出となるよう努める。
- ③ 事業の趣旨や仕事の進め方等について、原点に立ち返って常に見直しながら実施するとともに、最小のコストで最大の効果が発揮できるよう、契約事務の集約化や公募型見積合わせの拡大等の業務改善を推進し、経費(超過勤務手当など人件費を含む。)の徹底した節減に努める。また、「予算を使い切る」という考えを払拭し、効率的な執行や契約差金などにより不用となった予算については、不執行とする。

なお、予算執行段階での事業見直し等により得られた財政効果額を翌年度の予算編成で活用する制度(見直しインセンティブ)を踏まえ、予算執行の工夫に一層努める。

- ④ 新規事業等については、執行の遅れにより事業効果を低減させることがないよう、特に早期執行に努め、その成果を翌年度以降の施策に反映できるよう取り組む。
- ⑤ 環境負荷の低減に配慮するとともに、後年度に生じる負担も考慮して計画的・効率的な予算執行に努める。
- ⑥ 「長野県ファシリティマネジメント基本方針」に基づき、県有財産の有効活用と総量縮小、県有施設の長寿命化に取り組み、未利用県有地の売却等の歳入確保、維持管理業務の最適化等の歳出削減を図る。
- ⑦ 地方財政に係る国の予算及び制度の動向を速やかに把握し、適時適切に対応する。

(2) 歳入に関する事項

- ① 国庫支出金については、情報を的確に把握し、必要額の確保と早期収入に努めるとともに、地方の実情に即した制度設計や運用の改善などを積極的に国に提言する。
- ② ネーミングライツ(県有施設の命名権)導入施設の拡大、様々な広告媒体の活用、ふるさと信州寄付金の促進など、歳入の確保に向けて新しい発想で全庁挙げて取り組む。
- ③ 県税の収入未済額については、その8割を超える個人県民税及び自動車税について特に重点的に徴収対策を実施し、徴収率の向上を図る。また、税外未収金については、徴収率を

前年度以上とすることを統一的な目標とするとともに、「税外未収金縮減に向けた取組方針」に基づき民間委託の拡大や法的措置など、より実効性ある未収金縮減対策を実施する。

(3) 歳出に関する事項

- ① 建設事業については、事業の重点化、建設コストの縮減などにより一層効率的な執行に努める。また、県内経済の動向等に即応し早期発注・早期契約に最大限の努力を行うとともに、計画的な執行や的確な進捗管理などにより繰越しを縮減する。
- ② 補助事業については、進捗管理の徹底など事務執行の適正化や対象経費の精査により、適正かつ効率的に執行する。
- ③ 協議会等負担金については、事業の効率的執行や繰越金等の財務状況の精査を要請し、負担軽減を図る。
- ④ 融資関係事業については、金融情勢を踏まえ、適時適切に対応する。
- ⑤ 委託事業については、契約方法や委託内容を十分精査し、適正かつ効率的に執行する。

7 収入支出の計画的執行

収入支出の計画的執行を徹底し、資金を確実かつ効率的に運用するとともに、次の点に留意する。

- (1) 収入については早期の確保を図る。また、支出については年間計画に基づく執行に努める。特に、国庫支出金等特定財源を充当する事業は、一時借入金利子の負担増につながらないよう、国等の動向に留意しながら的確な収入見通しの下に執行する。
- (2) 歳計現金及び基金については、資金需要を的確に把握した上で、安全性を確保しながら効率的な運用を行う。
- (3) 現地機関の執行経費は、その実情に適切に対応して予算執行が行えるよう配慮する。

8 その他

社会情勢の変化等により、予算執行に問題が生じた場合は、財政課に適宜協議し、その適正化を図る。

また、県が財政支出する外郭団体等に対しては、その事業が県の行財政運営と密接な関係を有することを踏まえ、予算の適正かつ効率的な執行を図るよう要請する。